

亀山市発注工事の入札に参加される皆様へ

建設業法施行令の改正に伴い技術者の取扱いが変わります

令和5年1月1日に「建設業法施行令の一部を改正する政令」が施行されます。これに伴い、亀山市発注工事における技術者の取扱いについては以下のとおりとします。

1. 技術者を専任で配置しなければならない金額について

技術者の専任については、下表のとおりとします。また、施工中又は公告（指名通知）中の工事で、請負金額3,500万円以上4,000万円未満（建築一式工事は7,000万円以上8,000万円未満）の工事で専任配置となっている主任技術者（監理技術者）の専任を解除したい場合は、発注者と協議を行ってください。

現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認を行う請負金額、契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリストに記載する手持ち業務についても下表のとおりとします。

【改正内容】主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負金額

	現行	改正
建築一式工事以外	<u>3,500万円</u>	<u>4,000万円</u>
建築一式工事	<u>7,000万円</u>	<u>8,000万円</u>

2. 技術者の兼任について

三重県公共工事共通仕様書1-1-1-43で規定している技術者の兼任については、下表のとおりとします。

【改正内容】技術者が兼任できる請負金額

	現行	改正
建築一式工事以外	2件以下：500万円以上 <u>3,500万円</u> 未満	2件以下：500万円以上 <u>4,000万円</u> 未満
建築一式工事	2件以下：1,500万円以上 <u>7,000万円</u> 未満	2件以下：1,500万円以上 <u>8,000万円</u> 未満

3. 監理技術者の配置について

監理技術者の配置を要する下請契約の総額については、下表のとおりとします。

	現行	改正
建築一式工事以外	<u>4,000万円</u>	<u>4,500万円</u>
建築一式工事	<u>6,000万円</u>	<u>7,000万円</u>

4. 適用日

令和5年1月1日から適用します。